

矢野目小学校特別教室棟整備事業事業者選定プロポーザル  
質問回答書

福島市教育委員会事務局 教育施設管理課

No.	質問事項	回答
1	<p>公告4（6） 主任技術者と担当技術者について 主任技術者と担当技術者を兼ねない場合は、主任技術者は一級施工管理技士の資格を有し、専任配置するとの認識でよろしいでしょうか。 担当技術者は、設計及び工事監理者として配置するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「主任技術者」は、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者、 「担当技術者」は、一級建築士の資格を有し業務を担当する者を配置してください。 なお、主任技術者、担当技術者は建設業法、建築士法を遵守し適正に配置してください。</p>
2	<p>作成要領9（4） ②技術者の資格について 公告の4参加資格要件（6）及び建設業法から主任技術者は一級施工管理技士の資格を有し専任で配置、担当技術者は一級建築士資格を有し配置できると読み取れますが、技術者主要業務実績表（様式8）注記2には、一級建築士資格を有することとなっております。専任配置予定の主任技術者（1級施工管理技士）の実績を記入してよろしいでしょうか。</p>	<p>技術者主要業務実績表（様式8）には「担当技術者」の「設計業務の主任技術者としての同種実績業務」を記入してください。</p>
3	<p>地盤調査の結果、想定と異なる場合、地盤改良費については、別途契約となるのでしょうか。</p>	<p>別途契約はいたしません。 仕様書に提示の過去の調査資料並びに追加で提示する調査の結果に基づいた建築物の設計及び施工をお願いします。</p>